

保育所等に通う児童への副食費補助の拡大を延長します

問子育て支援課 ☎(55)71118

物価高騰に直面する子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを安心して育てることができるよう支援します。

▼内容／現在愛西市が独自で実施している月額3千500円の副食費補助に、月額1千円を加え、4千500円を上限として補助します。

▼期間／これまで令和4年7月から12月までとされていた期間を、令和5年3月まで延長します。

▼対象／市内に住所があり、保育所、認定こども園、幼稚園に在籍している3歳以上の児童がいる保護者の方

▼申請方法／申請は不要です。現在の副食費補助に上乗せして補助します。

▼支給額／副食費緊急補助額 園児1人につき、月額上限1千円

愛知県子育て世帯臨時特別給付金について

問子育て支援課 ☎(55)71118

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰を受ける子育て世帯を支援するため、愛知県子育て世帯臨時特別給付金を支給します。

▼給付額／児童1人につき、1万円

▼支給対象者／基準日(令和4年8月31日)に愛西市内に居住する令和4年9月分児童手当(本則給付)受給者

▼支給手続き

【①公務員以外の方】

申請不要(令和4年12月支給)

【②公務員の方】

12月中に案内を送付しますので、令和5年1月31日(火)までに子育て支援課または各支所へ申請してください。

上水道料金の基本料金の免除・補助を延長します

問上水道課 ☎(55)7146

▼内容／電力・ガス・食料品など物価高騰の影響を受ける市民および事業者の経済活動を支援するため、上水道の基本料金を免除・補助する期間を延長します。

▼対象者

①市内の水道事業者と給水契約を結び、かつ、市内で給水されている世帯および事業者

②市外の水道事業者と給水契約を結び、市内在住の世帯および事業者

▼期間／これまで令和4年8月から令和5年1月までとされていた期間を、令和5年3月まで延長します。

▼申請方法／手続きは不要です。

※市外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯および事業者は、別途申請手続きが必要です。後日、個別に通知します。



▼その他／海部南部水道企業団と給水契約を結ぶ世帯および事業者で、基本料金の免除以外のお問い合わせがある場合は、同企業団 ☎(32)3111へ直接お問い合わせください。

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

問税務課 ☎(55)7122

令和5年1月1日現在で償却資産を所有している方は、令和5年1月31日(火)までに申告してください。

▼申告が必要な方

・令和5年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人

・令和5年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

▼申告期限／令和5年1月31日(火)

▼申告方法／税務課または各支所に提出

▼申告内容／令和5年1月1日現在所有しているすべての償却資産を申告してください。

昨年申告があった方は、申告書を郵送しますので、今年の増加分・減少分を削除し、申告してください。

※エルタックスによる電子申告または独自の様式で申告があった方については、申告書を郵送していません。

新たに申告する方や申告書が必要な方は、申告書を郵送しますのでご連絡ください。

「償却資産とは」：個人または法人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物・機械・装置・器具・備品など(土地・家屋を除くのこと)。

※申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

◆償却資産申告の対象となるもの(例)

業種別	償却資産対象
共通	パソコン、コピー機、応接セット、受変電設備、ルームエアコン、看板、広告塔、駐車設備 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車 など
飲食・小売業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、レジスター など
医科・歯科業	各種医療用機器(レントゲン設備、手術機器、歯科診療ユニットなど)、ベッド など
農業	農業用機械類、ビニールハウス など
太陽光発電事業	太陽光発電設備、フェンス など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、スチーマー、消毒殺菌機 など
製造業	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、溶接機、業務用配線配管設備 など
不動産賃貸業	駐車場設備、自転車置き場、フェンス、ルームエアコン、花壇・緑化施設、太陽光発電設備(屋根材一体型ソーラーパネルを除く) など

種類別	償却資産対象
1 構築物	受変電設備、駐車場の舗装、看板等広告設備、門、塀、緑化施設など
2 機械及び装置	工作機械・印刷機械などの各種産業用機械、駐車場機械装置、太陽光発電設備、ブルドーザー・パワーショベルなど建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0」[00~09及び000~099])
3 船舶	遊覧船、ボート、漁船
4 航空機	ヘリコプター
5 車両及び運搬具(※)	フォークリフトなどの大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9」[90~99及び900~999]) 農耕作業用の自動車(最高時速が毎時35km以上のもので並びに台車など)
6 工具、器具及び備品	パソコン、コピー機、応接セット、ルームエアコン、テレビ、レジスター

※ 自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車・トラックなどは除く